

公立学校共済組合東京支部の組合員に対し、物品購入、住宅購入などの臨時の資金を貸し付けます。詳しくは、公立学校共済組合東京支部ホームページに掲載している貸付申込説明書をご覧ください。電話問合せ受付時間は、平日9時から16時まで。

1) 申込資格

(1) 組合員期間について

組合員期間が申込みをする月を含めて引き続いて6か月以上必要です。
4月に新規採用となった組合員は、9月1日以降に申し込むことができます。

2) 貸付申込みできない場合

- (1) 給与の差押え、民事再生や自己破産等の状態となった場合または弁護士等に債務整理を依頼している場合
- (2) 貸付保険事故者
- (3) 他の金融機関と公立学校共済組合の借入れの年間償還額の総計が、例月給料の4.8倍を超える場合
- (4) 一般貸付けについて、すでに借り受けている一般貸付けの貸付金を交付した日の属する月の初日から起算して2年を経過する日までの間
- (5) 他共済組合からの借入れがあり、徴収嘱託を受けている場合
(2つ以上の共済組合からの借入れはできません。ただし、他共済組合の借入れを当共済組合の同一種別の貸付けに借り換える場合は、貸付申込みをすることができます。)
- (6) 支部長が償還の確実性がないと認める場合

3) 貸付金一覧 (クレジットカード払いをした経費の貸付けは、できません。)

1 一般貸付け等

貸付種別	貸付限度額 償還回数	貸付事由	添付書類等
一般	200万円 毎月120回以内 ボーナス20回以内	組合員が(会計年度任用の組合員は除く。以下同じ。)臨時に資金を必要とする場合 ※2年間借換え不可 《例》 車・家具・電気製品等の購入、旅行費用、住宅購入諸費用等 《対象とならないもの》 生活費、ローン・クレジットなど借金や奨学金の返済、投資等	○送金額が100万円以上の場合 必要額および確実に支払うことが確認できる書類の写し 《例》 組合員名義の契約書、請書、請求書、注文書、領収書(注)等 ○送金額が100万円未満(新規貸付けの場合は、90万円以下)の場合は、添付書類不要

貸付 種別	貸付限度額 償還回数	貸 付 事 由	添 付 書 類 等
教育	550万円 毎月250回以内 ボーナス41回以内	組員、被扶養者および被扶養者でない子、孫、兄弟姉妹が、 ○学校教育法に基づく高等学校(中高一貫校の後期課程および特別支援学校高等部)、高等専門学校、大学(短大、大学院)、専修学校、各種学校に入学または修学するため当該年度内の資金を必要とする場合 ○外国の教育機関の場合は、正規の教育課程の修学年限が1年以上である教育機関に3か月以上修学(入学・修学または受講)するため、当該年度内の資金を必要とする場合 ※ 上記教育機関在学中に、償還中の民間金融機関の教育を事由とする貸付け(教育ローン)の借換え資金、(概ね1年以内に必要となる)アパート代等・通学のための交通費(通学定期代等)・引越代等も対象 (定期券代は購入可能な最長期間の定期券額を基準とする。)	①入学または修学の事実を確認することのできる次のアまたはイのいずれかの書類 ア 在学証明書 ※入学前に資金を必要とする場合は、合格証明書等の写しでも可 イ 外国の教育機関の場合 入学(修学・受講)許可証等、教育機関の証明書(和訳文を添付)の写し ②必要額および確実に支払うことが確認できる書類(振込依頼書・領収書(注)・請求書等の写し) ＜教育ローンの借換えの場合＞ 上記①および②民間金融機関等が発行する教育ローンであることが確認できる残高証明書 ③過去3か月の返済が確認できる書類(通帳の写し等) ＜定期券代の場合＞ 上記①および②定期券の写し (購入前の場合は、通学経路の分かる書類を提出し、購入後に写しを提出する。)
災害	200万円 毎月120回以内 ボーナス20回以内	組員、被扶養者が非常災害を受けたため資金を必要とする場合(原則として、り災後3か月以内)	り災の事実を証明することのできる官公署等発行の証明書の写し (災害見舞金の請求書・決定通知書等) 《非常災害の例》地震・水害・火災・盗難等
医療	120万円 毎月110回以内 ボーナス18回以内	組員、被扶養者および被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹、父母(配偶者の父母を含む。)が、医療を受けるため資金を必要とする場合	医療費を要する事実を証明することができる書類 (医師の診断書等)
結婚	200万円 毎月120回以内 ボーナス20回以内	組員または子が結婚するため資金を必要とする場合 ○結婚式・入籍日等から前後6か月以内であること。 (ただし、支払済みの場合は支払日から1か月以内であること)	次の①と②の書類が必要です。 ①結婚する事実を証明することのできる書類(式場の申込受理書等の写し、戸籍抄本、住民票、婚姻受理証明書等) ②必要額が確認できる書類(契約書、請求書、領収書(注)等)ただし、①で必要額が確認できる場合は省略可能。
葬祭	200万円 毎月120回以内 ボーナス20回以内	被扶養者および被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹、父母(配偶者の父母を含む。)の葬祭のため次の事由で資金を必要とする場合 ○葬祭対象者に係る葬儀 ○葬祭対象者の死亡日から2か月以内に行われる当該葬祭対象者の法事等 ○葬祭対象者の死亡に伴う墓地の取得および墓石の建立	次の①、②、③の書類が必要です。 ①死亡の事実と組員との続柄が確認できる書類(死亡診断書、戸籍謄本、住民票等) ②必要額が確認できる書類(契約書、請求書、領収書(注)等)の写し ③葬祭の事実を証明できる書類(会葬礼状等)の写し。②で葬祭の事実を確認できる場合は省略可能です。
特別	200万円 貸付月の翌月から最終任期月までの月数の範囲内	再任用組員(フルタイム勤務)、会計年度任用の組員(令和2年4月1日以降任用の期限付任用教員および臨時的任用教職員で6か月以上組員期間がある者)が臨時に資金を必要とする場合 貸付限度額: 給料の月額×10分の3×貸付月の翌月から最終任期月までの月数 償還回数: 最大10回	一般貸付に準じる。

注: 領収書は、支払日から概ね1か月以内のものに限ります。

2 住宅貸付け等（貸付送金前の支払済経費は、貸付対象外）

貸付種別	貸付限度額 償還回数	貸付事由
住宅貸付け	1,800万円 毎月360回以内 ボーナス60回以内	組合員が、自己の用に供するための住宅の新築、増改築、修理、宅地や借地権の購入、マンション等の借家の敷金、礼金等に資金を必要とする場合
介護構造部分に係る貸付け	300万円 毎月360回以内 ボーナス60回以内	組合員が、「要介護者に配慮した構造を有する住宅」を購入、新築、増改築をするために資金を必要とする場合（要介護者の有無を問わない。）

3 住宅貸付け等に係る貸付限度額の算出方法

組合員期間による貸付限度額算出【例月給料×月数】

申込時の「例月給料」（注）に、下表に掲げる組合員期間に応じて月数を乗じて得た額となります。

組合員期間	6月以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
月数	10	15	25	35	45

- ※ 組合員期間には、採用月と申込月が含まれます。また、育休や病気休職等の期間は、組合員期間に含まれます。
- ※ 申込時に病気休職による休職中の方の貸付金額の上限は、貸付申込時に退職したと仮定して計算した仮定退職手当の金額の範囲内となります。
- ※ 休職中の方の「例月給料」は、休職を命じられる直前の給料表級号給により算出します。
- ※ 定年・勸奨退職等により年度末退職を予定されている方が申し込む場合は、退職手当から控除可能な範囲の金額となります。

注：「例月給料」とは、給料表額 + 教職調整額 + 給料の調整額

- ※ 東京都公立大学法人の年俸制の教員の例月給料は、例月給与明細の基本給+職務基礎額／1.25を給料月額とみなします。（公立学校教職員の給料月額と同様に地域手当相当分を除く必要があるため。）

4 貸付金の利率

利率（年利）は変動金利で、令和3年4月現在の利率は下表のとおりです。

（1）貸付金の利率（激甚災害に係る貸付けを除く。）

貸付種別	利率
一般・住宅・教育・医療・結婚・葬祭・特別	1.32%
災害・住宅災害	0.99%
介護構造部分	1.06%

注1：上記貸付利率には、貸付保険料借受人負担分0.06%を含みます。

注2：平成19年3月31日以前に貸付けを受けた借受人は、保険料負担分0.06%を含まない利率が適用されます。

5) 借換え(同一種別の貸付け)



現在、借受中でさらに同一種類の貸付資金を必要とする場合、限度額の範囲内で借換えができます。
この場合、借受中の未償還元金を新たな貸付金の額から差し引いて送金します。
なお、一般貸付けは、借換え前の貸付日から2年を経過するまで借換えをすることはできません。

6) 貸付けの申込み



ホームページから申込書をプリントアウトして記入押印の上、必要書類を添えて申し込んでください。

- (1) 受付方法 都庁交換便または郵送。直接持参されてもその場での審査は行いません。
- (2) 締切日 毎月10日(土日祝の場合は、その前日)
- (3) 貸付日 最新の日程は、ホームページで確認してください。

7) 借受後の償還について



1 償還方法

定期償還(毎月償還、ボーナス併用償還)、繰上償還(全額繰上、一部繰上)、即時償還があります。

ア 定期償還

貸付申込時に、償還方法(毎月償還またはボーナス併用償還)を選択できます。
償還金は給料控除します。

イ 繰上償還(詳しくは、ホームページの繰上償還申出書記入例をご確認ください。)

借受中に未償還元利金の全額または一部を償還することができます。

繰上償還は元金の償還に充てられますので、その分の利息の支払いを減らす効果があります。

5月から1月までの毎月10日(土日祝の場合は、その前日)締め切りで、翌月初めに振込依頼書を送付します。

なお、繰上償還については給料控除や口座引落しはできませんので、貸付担当から送付する振込依頼書により指定された期日(毎月14日)までに振込みをしてください。ネット振込不可。

ウ 即時償還

退職(退職手当控除)、他共済(都共済等)へ転出するとき、貸付規程等に違反した事実が明らかになったときは、即時償還となります。



2 償還猶予（詳しくは、ホームページの償還猶予申出書記入例をご確認ください。）

育児休業、配偶者同行休業、1月以上の介護休暇（時間取得を除く。）、心身の故障のため休職となり給料の全額が支給されないときは、借受人の申出により償還を猶予することができます。

上記の猶予事由に該当しない場合は、猶予はできませんので、振込依頼書により支払いをしてください。

猶予を希望する場合は、猶予希望月の前月14日（土日祝の場合は、その前日）までに「償還猶予申出書」を提出してください。

猶予した償還金の返済方法	償還猶予期間が満了した翌月から、猶予した償還額の1月分ずつを毎月の定期償還額と合わせて給料控除します。ボーナス併用償還の場合は、6月または12月のボーナス支給時から、猶予したボーナス償還額の1回分ずつを毎回のボーナス償還額と合わせて給与控除します（下図参照）。
償還猶予期間中に育児休業または配偶者同行休業の承認期間の変更があったとき	【休業期間を延長したとき】 償還猶予期間の延長を希望するときは、「償還猶予申出書（延長）」（※）を提出してください。 【休業期間を短縮したとき】 償還猶予期間も短縮する必要がありますので、「償還猶予申出書（短縮）」（※）を提出してください。
償還猶予期間中に出産するとき	妊娠出産休暇（有給）中は、償還猶予できませんので、「償還猶予申出書（短縮）」（※）を提出してください。出産後に育児休業を取得する場合で償還猶予を希望するときは、再度、償還猶予の申込みをしてください。
住宅借入金等特別控除制度の適用を受けている方	住宅借入金等特別控除制度の適用を受けるための要件の一つである償還期間には、償還猶予期間を含みません。償還猶予の適用を受けることにより、償還猶予期間を除いた償還期間が10年未満となる場合は、特別控除制度の適用を受けることができなくなります。

※ 「償還猶予申出書」において、該当するものに丸を付けることで、新規・延長・短縮に区分されます。

● 猶予期間満了後の償還方法

例：償還猶予期間が7月から12月の場合

承認された猶予期間						猶予期間満了後の償還(定期償還分)+(猶予返済分)						猶予返済終了後	
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月 例月分	2月 例月分	3月 例月分	4月 例月分	5月 例月分	6月 例月分 ボーナス分※	7月 例月分	8月 例月分
						7月 例月分	8月 例月分	9月 例月分	10月 例月分	11月 例月分	12月 例月分 ボーナス分※		

※ボーナス併用償還の場合



1 団体信用生命保険(詳細は、「団信制度適用申込の手引」をご覧ください。)

住宅・住宅災害貸付け(介護構造部分に係る貸付けを含む。)および教育貸付けを借り受けている組合員が、償還途中に死亡した場合や、一定の障害状態になった場合に、その貸付金に係る未償還額の返済が免除される保険です。任意加入で、保険料は借受人の負担となります。

2 債務返済支援保険

団体信用生命保険の特約として実施する制度で、団信の適用を受けている組合員が病気やけがで就業障害状態となった場合に、債務返済金相当額が保険会社から組合員に支払われるものです。団体加入が条件となり、任意加入で、保険料は借受人の負担となります。

3 申込方法

上記種別の貸付申込と同時に、「団信制度適用申込書兼告知書兼口座振替申込書」を提出してください。このとき、併せて債務返済支援保険を申し込むかどうかを選択します。

なお、貸付申込時以外に、団信については毎年1回、中途適用申込みの受付(例年10月1日から11月30日まで)をします。

団信中途加入募集案内は、10月1日発行の「かがやき秋号」に掲載します。

